

# 加越における浦上キリシタン流配事件の史実

## —— 同時代史料の整理 ——

The Historical Facts concerning the Case of Uragami-Christians  
exiled to the Provinces of Kaga and Echū

— A Careful Arrangement of Contemporary Historical Materials —

森 山 誠 一

Seichi Moriyama

〈目 次〉  
はじめに

- 第一 流配の指令・人数など
- 第二 御預り浦上キリシタン取り扱いの実態
- 第三 諸外国からの名指し抗議と英国外交官の現地視察
- 第四 英国新潟領事代理トゥループ等の現地視察後
- 第五 金沢・大聖寺・富山に流配された浦上キリシタンの長崎帰還

## はじめに

一九九八年十月中旬、金沢の東部環状道路（国道8号バイパス）建設にともなう卯辰トンネル北口の斜面工事中、その山腹（金沢市御所町地内）から数十体分の人骨（最多にみて四十体、最少にみて二十八体という）が掘り出された。種々の調査検討の結果、明治の初め諸藩に流配された浦上キリシタンのうち加賀（金沢）藩に預けられた人々のなかの死亡者の埋葬骨の可能性が濃厚とされるに至った。今、これらの人骨は、東京の国立科学博物館に保存されて人類学的研究の対象となっている現状であるが、他方、最も関連性が高いと推定されている流配事件についての

歴史学的研究の進捗状況はどうか。実は後者は、三俣俊二『金沢・大聖寺・富山に流された浦上キリシタン』（聖母の騎士社、二〇〇〇年一月刊。以下、「三俣著」と略称）によって、当地域の流配の全貌が飛躍的に明確となった。また、これより先に公刊された家近良樹『浦上キリシタン流配事件——キリスト教解禁への道——』（吉川弘文館、一九九八年二月刊）によって、明治維新期の日本近代成立史のなかに、この事件を歴史学的に位置づけることが可能となった。

本稿では、これらを踏まえ、加賀・越中に流配された浦上キリシタンの研究に、地元の研究として若干の新史料を提供しようとするものである。

ところで、三俣著も指摘しているように頭書の人骨群が浦上キリシタンの埋葬骨である可能性は大であるが、確定できたわけではない。確定するには、決定的物証が不足している上、金沢藩での実態を示す記録が、大聖寺藩・富山藩と比較しても、著しく少ないからである。以下に紹介する史料でも、金沢における死亡者全員のリストや埋葬地が記録されているものは残念ながら見いだせない。しかし、死亡者の何人かの名前、さらに葬送についての新たな記述が見いだせ、一步前進には寄与できると思う。以下、史料欠如の著しい金沢藩での実態について、三俣著が使用していない未刊行の史料（恭敏公『御手留抄』——別名『恭敏公日記』）を紹介し、さらに活字化されているが金沢の実態解明に役立てられていない日本外交文書や石川県史料を加えて整理し、研究のさらなる進展の手掛りを提供したいと思う。

## 〔史料〕

(1) 『公文録』——「異宗徒一件」

○明治二年己巳

(2A—9—公65)

廿五 金沢藩外七藩御預ノ儀御達〔十月〕

1120

○明治三年庚午 正月〜十二月

(2A—9—公446)

- 一 外務省、御預藩々へ布達届 0713
- 二 金沢藩、脱走人二付届 0716
- 廿二 富山藩、御預人請取済届并生死人届 0780
- 廿五 金沢藩、改心ノ者復籍ノ儀伺 0818
- 廿八 取扱方取調可届出達 0836

三十一 金沢藩、同上二付届 0841

○明治四年辛未 正月～七月 (2A-9-公522)

二 大聖寺藩、英人相越二付水野少丞被差遣御達 0264

十 大聖寺藩、弾正台并宣教官員巡回ノ儀御達 0331

○明治四年辛未 八月～十二月 (2A-9-公523)

九 富山県、病死人届 0572

○明治五年壬申 (2A-9-公726)

十八 石川県、佐之助脱走届〔壬申七月廿三日〕 0245

十九 同県、生死人員届〔壬申八月四日〕 0246

二十四 石川県、悔悟ノ者帰籍届〔壬申九月〕 0281

○明治六年「異宗徒」 (2A-9-公1014)

二 石川県、改心ノ徒帰籍届 0399

七 石川県、帰籍取扱ノ儀伺 0412

十二 石川県、人員届〔明治六年三月十五日〕 0434

二十 新川県、人員届〔明治六年四月二十日〕 0495

二十八 石川県、帰籍届 0543

○明治六年「諸県」 (2A-9-公863-864)

〔五月〕三十七 石川県ヨリ異宗徒処刑済ノ者帰籍ノ儀届 0360

〔六月〕三十三 石川県ヨリ異宗徒長崎県へ帰籍ノ儀届 0550

(2)『太政類典』——「教法」(目録・中編、四六〇頁) (2A-9-太474)

○「各県拘留長崎県異宗徒人員開申」〔明治六年三月十日〕

○「各県拘留異宗徒帰籍ヲ上申ス」〔明治六年二月〕——不改心者の出発年月日

○「長崎県復籍異宗徒、貧困ノ者ニ家屋ヲ給シ就職セシム」

〔明治六年九月、第五大区戸長米倉正芳、上申書〕——浦上帰着年月日

(3)『大日本外交文書』第二卷第三冊・第三卷～第五卷(昭和二三～一四年年刊)

(4)恭敏公「御手留抄」(「加越能文庫」——金沢市立玉川図書館近世資料館)

(5)「加賀藩史料」藩末篇・下(前田育徳会、昭和三三年四月初版)

(6)『石川県史料』第一卷～第五卷(旧内閣文庫蔵「石川県誌稿」の翻刻。石川県立

図書館、昭和四六年四月～五十年二月刊)

(7)松本白華『白華備忘録』(原書は無標題・自筆。加賀本誓寺白華文庫蔵。大谷大  
学国史研究会、仮題翻刻。昭和八年二月刊)

(8)松本白華「耶蘇之徒教諭大事件」『富山事件備忘録』(『明治仏教全集』第八卷  
「護法篇」所収。春陽堂、昭和十年二月刊)

(9)『加賀市史』資料編第三卷(昭和五二年三月刊)

(10)「子爵前田家文書」(『加賀市史料(七)』加賀市立図書館、昭和六二年三月刊)

(11)「切支丹一語一件控簿」(『富山県史』史料編IV・近代上。昭和五三年十月刊)

#### 〔参考文献〕

(1)F・マルナス『日本キリスト教復活史』(原書・一八九六年刊。久野桂一郎訳、  
みず書房、一九八五年刊)

(2)「旅の話」(浦川和二郎「浦上切支丹史」〔昭和一八年刊〕など)

(3)塚田信寿「浦上切支丹重次郎の改心と改心戻し」(『日本歴史』二五一号、一九六  
九年四月号)

(4)片岡弥吉「異宗門徒人員帳の研究」(『キリシタン研究』第十四輯、一九七二年八  
月)——同『日本キリシタン殉教史』(時事通信社、昭和五五年四月刊)

(5)カステラン神父『石川のキリシタン』(一九七三年九月刊)

(6)家近良樹「浦上キリシタン流配事件」(吉川弘文館、一九九八年二月刊)

(7)三俣俊二「金沢・大聖寺・富山に流された浦上キリシタン」(聖母の騎士社、二  
〇〇〇年一月刊)

〔国道8号バイパス卯辰トンネル工事で出土の「人骨群」について〕

(1)建設省金沢工事事務所『道路工事に伴い出土した人骨についてのお知らせ』(九  
九年五月一〇日。東京慈恵医大・竹内講師による人骨鑑定結果の概要を含む)

(2)三俣俊二(聖母女学院短大教授・キリスト教史専攻)講演記録『金沢藩流配の浦  
上キリシタン——卯辰山発掘の人骨との関わりを探る——』(一九九九年七月四日、  
カトリック金沢教会)

(3)三俣俊二「金沢・卯辰山で発見——浦上キリシタンの遺骨か——」(『聖母の騎士』  
一九九九年九月号・十月号連載)

第一 流配の指令・人数など

①の一 『大日本外交文書』第二卷第三冊、二六一～二六二頁

△五七二「太政官ヨリ長崎県ヘノ達書」(明治二年十月日欠)

付属書一「十月 太政官ヨリ金沢藩ヘノ達書」

「 金沢藩

肥前国浦上村其外異宗門之徒凡五百十五人其藩へ御預被 仰付候事

十月 太政官

①の二 『大日本外交文書』第二卷第三冊、六二一～六二六頁

△六六九「浦上村耶穌教徒ヲ各藩へ移送シタル旨ノ報告書送付ノ件」(明治二年十

二月二十日)——外務卿沢宣嘉・同大輔寺島宗則ヨリ各国公使宛——

付属書一「十二月八日長崎県ヨリ太政官弁菅宛右報告書」

付属書二「各藩へ移送ノ人数書」——抄録・森山注——

金沢藩 百十五人〔編者原註「戸主」

四百拾人〔編者原註「家族」

メ五百二十五人〔編者原註「五七二付属書一ニハ金沢藩五百十五人

トアレトモ實際ニハ五百二十五人移送セラレタルモノカ」

大聖寺藩 八十三人

……………

(注) 金沢・大聖寺のほか高知・高松・松江・和歌山・岡山・郡山・名古屋

屋・津・姫路・広島・鹿児島・福岡(山口藩分)・鳥取・徳島・津和野・福

山の各藩。合計二千八百拾人。この報告には、富山藩への配分は記載なし。

② 浦川和三郎著『浦上切支丹史』(昭和十八年九月刊) 六〇五頁

「流罪人員一覽」のうち、加賀・越中

配所 総員 生児 死亡 逃亡 改心帰還 不改心帰還

加賀金沢 五二六 四四 一〇四 一 三二六 四一九

同大聖寺 五〇 — 五 — — 四五

越中富山 四二 七 七 — — 四二

合計 六〇八 五一 一一六 一 三六 五〇六

(注) カステラン神父『石川のキリシタン』(一九七三年九月刊) 一五三頁掲載

の人数は、これに依拠しているようである。

③ 片岡弥吉著『日本キリシタン殉教史』(昭和五五年四月刊) 六二六頁

藩名 預人員 生児 死亡 脱走 明治5年 明治6年

加賀 五二六 五九 一〇三 二 三四 四八一

大聖寺 四四 右舎 右舎 右舎 右舎 右舎

富山 四二 四 五 〇 〇 四一

合計 六一二 六三 一〇八 二 三四 五二二

(注) 片岡弥吉『異宗門徒人員帳の研究』(『キリシタン研究』第十四輯、一九

七二年八月)をも参照。

このように、明治二年、加越能(金沢藩・大聖寺藩・富山藩)に預けられた浦上

キリシタンの人数については、諸書により相違がある。同時代の史料にもとづき、

可能なかぎり正確な史実を抽出し、吟味してみたい。

まず、流配の最初の指令(三藩以外は実施されなかった)から、実際に実施され

たものまでの記録を年月日順に列挙すると、次のごとくである。

A 指令・達書

① 慶応四年閏四月十七日(『法令全書』

閏四月十九日(『御一新際御達』『加賀藩史料』藩末篇下、八二七頁)

「加賀国 百三万二千七百石 前田宰相中将 凡二百五十人

右 大坂迄 但シ蔵屋敷え相渡」

(注) 他の藩については、省略。ただし、大聖寺藩、富山藩は対象外。

この時は、長州(萩)藩・津和野藩・備後福山藩の三藩への流配だけが実施され、

それ以外の実施は延期された。ただし、この時の流配に加賀藩の関わりが無かった

わけではない。というのは、御預人を三藩へ輸送した船が、実は当時、長崎港にい

三

た加賀藩の持ち船「李百里」(注)であったからである。

(注)「李百里」は、原名をサー・ハリー・パークス (Sir Harry Parkes) とくう鉄製の蒸気船で、一八六二年英国製。慶応元年十月、長崎にて購入。煙突一本、マスト三本。五百トン。百十馬力。長三四間、幅五間。北越戦争のとき越後松ヶ崎沖で座礁破船。

◇『木戸孝允日記』(第一)より

(時)

「[明治元年五月] 同月廿一日、朝又雨十二日西役所へ出、邪蘇党のこの今日漸呼出す、彼等昨日已来巨魁等の居宅へ集会、出不出の事を相論し終に出るに決、尽応命、六時前後、一統申渡尽加州蒸気艦へ乗せ込、明暁を期し揚碇の手筈定たり、加州蒸気を以、運送する事件、極密十四日に決定し用意申付たり、此度初発其巨魁の分而已先処置に及ぶ、人数百〇〇人、分て長州へ五十人、津和野へ〇〇人、福山へ二十人の配分あり、……」(四四頁)

「同月廿二日……此朝、加州之蒸気、冒風波出帆す……」(四五頁)  
(注の注) 流配は、長州萩へ六十六人、津和野へ二十八人、福山へ二十人。合計、百十四人。

◇高橋莊兵衛「先祖由緒并一類附帳」(明治三年十月)より

「……李百里御艦、同〔慶応三年〕七月御国へ乗廻、右御艦為御修覆同年十月長崎へ乗廻、於同所商会取開、明治元年正月同所御奉行退去後、諸藩為会議西役所へ罷出、同所政事方裁判相勸候処、二月十五日惣督沢主水正殿着二付、御引渡、其後、李百里御艦二而異宗之徒乗廻……」

◇青野稔「先祖由緒并一類附帳」(明治三年十月)より

「肥前長崎へ航海中、明治元年五月同国浦上郷村異宗之徒有之、毛利宰相殿等三家へ御預可相成二付、右徒之者御艦を以、引送方御用相勸旨長崎府御物督澤右衛門権佐殿より御内密被命、夫々引送帰港御届申上候……」

◇『ナガサキ・シッピング・リスト』(Nagasaki Shipping List)より

「……新政府ができて間もなく、キリスト教徒迫害が再び始まり、一八六八年七月十七日〔明治元年五月二八日〕、キリスト教信仰を告白したという理由で、子供を含む何百人もの男女が検挙され、投獄された。条約

国領事たちの干渉と抗議にもかかわらず、彼らは加賀侯の持船であった日本蒸気船サー・ハリー・パークス号(少しのちに難破)に乗せられて国内各地へ流されたが、その後の彼らの消息は分からない。……」(原注)「この記事は今年〔一八七〇年〕初めに書かれた。……」(ノース・チャイナ・ヘラルド)一八七〇年三月一日〔和暦明治三年一月二九日〕転載。  
——〔内は引用者・森山注記。国際ニュース事典出版委員会編『外国新聞に見る日本』①本編、四九七頁)】

金沢藩の場合、流配の延期については、明治二年六月二十日「弁事局より御呼立に付、罷出候処、切支丹之徒御渡方之儀に付、左之通、御書取等御渡に相成」と。

前田宰相

長崎近傍浦上村住民切支丹宗徒之者、先達而諸藩へ御預け引渡方被仰出候処、彼地都合に寄、今一応御沙汰有之候迄、受取人出張に不及候事。

六月「〔御家録方日記〕『加賀藩史料』藩末篇下、八八五〜六頁)】

②ところが、新政府は、明治二年十月、延期していた流配処分を復活・強行。

(a) 金沢藩には、改めて前年の二倍以上の人数を預ける指令が下された。

まず、長崎県へ「今般、異宗門之徒御取締二付、別紙之通藩々へ御達相成候間、為心得相達候事ノ十月 太政官」という達書が届けられ、他方、金沢藩などへは次のように達せられた。〔公文録〕は「己巳十月)】

金沢藩

肥前国浦上村其外異宗門之徒凡五百十五人其藩へ御預被 仰付候事

十月 太政官〔『大日本外交文書』第二卷第三冊。二六一〜二頁)】

人数の上に、増減の含みを意味する「凡」の文字があり、金沢藩へは、実際には、これより多く預けられることとなるが、新政府と交渉の結果、これを越える人数は、富山藩へ預け替えとなる。

なお、この達書には、付属書があり、取り扱いについての指示などが書かれていた。

「一 御預ケ之者共、従来支配地人民同様懇ニ撫育シ開墾・土工・金工其外夫役

二召仕相応産業ニ基候様可取扱事

一 異宗信仰ヲ嚴禁シ人事ヲ尽シ教諭ヲ加ヘ良民ニ復シ候様精々教化可致候事

一 御預人引取方、来十一月廿五日後ハ何時モ差支無之様、手当可致置候事

但、御預藩々最寄便宜乃港迄、長崎県ヨリ護送可致ニ付、掛合次第速ニ請取之者可差出候事

一 諸費ハ藩用ヲ以テ可取賄、尤漸次産業ニ基キ公費無之様処分致候事

十月「『大日本外交文書』第二卷第三冊。二六二頁」

(b) 同時に、新たに大聖寺藩へも、「凡五十人」御預けの指令があった。すなわち、東京詰め大聖寺藩公用人あて「弁官御役所ヨリ御達ニヨリ、三条右大臣邸ニ出頭候処、御書付一通御直渡」という。

「肥前国浦上村其外異宗門ノ徒凡五十人其藩工御預被仰付候事

十月 太政官 「(子爵前田家文書)——『加賀市史料(七)』」

(注) 付属書は、金沢藩と同じなので、引用省略。

大聖寺藩の場合も予め割当てられた人数より多く配分されるが、交渉の結果、五十人を越える人数は、富山藩へ預け替えとなる。

(c) 同時にまた、新たに富山藩へも、「凡五十人」御預けの指令があった。ただし、実際に預けられた実数は、後にもみるように、これより少ない。

③翌十一月、いよいよ輸送についての連絡が長崎県より金沢県など諸県に通知された。

「当県支配浦上村異宗之者、別紙之通、今般御沙汰ニ寄、其御藩へ御引渡申候ニ付、右乗船、来月朔日頃、当湊出帆為致、大坂府ニおゐて御引渡申候ニ付、右船着坂之頃合御見計、請取并警固之役人無遅滞、同所へ御差出置可被成候。此段及御懸合候、以上。

十一月十三日 長崎県知事

金沢藩知事 殿

同 参 事 殿

追而、其節ハ当県より警固之もの付添差出候間、為心得申遣置候。

覚

浦上村異宗之者／御引渡高／五百式拾人

内 百五拾人 当節差送り方〔高〕

三百六拾人 追而差送り方〔高〕／以上。

右封物大坂府御呼立御渡、至急藩庁へ相達候様被命候旨、同所詰松原権少属等より指出ス。封之假参事より指出披見、参事へ渡置ク。(恭敏公「御手留抄」)

(注) 『加賀藩史料』(藩末篇・下、一一五頁)には、合計人数を「五百拾二人」と修正して収録されている。内訳から計算すると、この方が辻褄が合うが、後出のごとく実際の輸送人数は、いずれでもない。輸送・引渡し方も、実際は、この通りではない。

B 実際の輸送と到着人数

長崎から大聖寺・金沢への輸送は、実際は、合計三回、ふたつの経路で実施された。ひとつは、船で長崎港を出て、玄海灘から関門海峡を通過して瀬戸内海に入り、兵庫・大坂に至り、淀川を遡って伏見に上陸し、陸路で大津・琵琶湖(船——大聖寺藩の蒸気船「一番丸」?)。または湖西の陸路)・海津・中山宿・木芽峠・越前・加賀(大聖寺または金沢)へのルート。もうひとつは、長崎から蒸気船に乗って、日本海の沿岸を北上して富山湾に入り、能登半島の七尾(當時は「所口」)に上陸し、陸路で金沢へ至るルートである。

(1) 金沢藩

○第一陣——明治二年十二月五日、長崎出港。その夜は神崎鼻で待機し、翌朝大阪(當時は「大坂」)に向かったという。この第一陣は、その殆どが戸主で編成されていた。人数は、三侯著は、「旅の話」などにしたがって「百二十四人」とするが、金沢藩側の同時代史料などでは、十人少ない百十四人である。結論を先どりすると、この百十四人が正しいようだ。

彼らは瀬戸内海を経て数日後に大坂に着船。長崎の役人から金沢藩の役人に引き渡された。「旅の話」によると、収容された場所は、「加賀藩の寺院」の本堂で、「梅鉢の紋打った幔幕を張って仏壇を隠した大広間」であったという。後出の史料にある「木津村願泉寺」(現・大阪市浪速区)のことかと推測される。「翌日になる

と、所持のコンタスも書籍も聖母の肩衣まで残らず没収された。このことは、後掲の史料に符合するから事実には違いない。ここで、「善次郎」という男が脱走、行方不明となる。流配者たちは知る由もなかったろうが、この事件で担当の役人二人が「謹慎三十日」の処分を受けた。なお、善次郎のその後については「旅の話」に興味深い記述があるが、紹介は省略する。ともあれ、この後の人数は百十三人。

数日後、大坂の八軒家から三十石船に乗せられて淀川を遡り、その晩は伏見に上陸。夜道を歩いて、翌朝大津に到着。朝の琵琶湖を汽船「おそらく大聖寺藩の新鋭の持船」で北上、正午頃、湖北の海津に上陸。大雪のため山中宿で二泊。その後、木芽峠を越え越前に入り、さらに歩いて加賀に至り、大坂を出発してから十一日後「十二月二十六日?」、やっと金沢に着いた。そして、「城下の東北に当たって向山〔卯辰山〕と云ふ小高い岡」にあった「織屋」と通称されていた二階造りの家屋に収容された。このとき、日本海ルート第二陣は、すでに金沢に到着して、卯辰山の山頂裏の窪地の「湯座屋」という建物に収容されていた。

○明治二年十二月廿五日

「那宗御預人之内、陸行之分百十四人（注）、明日着之由。此度ハ男子斗、至而剛情之者、善藏と申ハ師匠もいたし候位之者之由。沢崎〔市政掛の役人〕、藩へ出申聞。／但、金仏本等も所持いたし、尽取上置候旨也」（恭敏公『御手留抄』）

（注）実際の到着人数は、脱走による一人減の百十三人のはずである。

○十二月廿八日

「卒族長へ／田辺弥左衛門・北村半兵衛

右、弥左衛門等、今般異宗徒護衛申付候処、願泉寺止宿中、右人数之内、善次郎儀、犯氣之鉢ニ而致出奔候段、勤番中、不縮之義ニ候。仍之謹慎罷在候様可申渡候也。／月日 藩庁（恭敏公『御手留抄』）

（注）「藤田善次郎」の逃亡については、「旅の話」（『浦上切支丹史』五六六頁）参照。「北村半兵衛」は、公文録では「半之丞」とある。

○第二陣——金沢藩の蒸気船「猶龍丸」（注）——明治二年十二月八日、長崎出帆、日本海を航海して同十二日、所口（七尾）着岸。その後、大雪に難渋しながら、第一陣より少し早く金沢着。向山（卯辰山）の「湯座屋」と呼ばれていた建物に収容

された。

（注）「旅の話」には、船名「加賀丸」とあるが、後掲資料に明らかのように、正しくは「猶龍丸」である。

猶龍丸は、原名をアンディーン（Undine）といい、一八六一年グラスゴ工製のバルク鉄船。加賀藩が明治元年長崎にて英国人より購入。四百トン弱。百馬力。長三二間余、幅四間二尺。煙突一本、マスト三本。

移送人数は四百十人。ただし、船中でひとり出生（注）。したがって上陸時には、計四百十一人。この人数については異説あり、三俣著など諸書では十人少ないが、後述するように四百十人プラス一人、計四百十一人が正しい人数であろう。

（注）「旅の話」では、男児（灘之助と命名）といい、『石川県史料』（後出）では、「航海中一婦女児ヲ分娩ス」という。

◇大坪正慎の回顧談「海事に関する予の経歴梗概」（『加越能時報』三六七号、大正十一年十一月刊。句読点・漢字・仮名つかい等の部分補正、および破線部分の中略は引用者）

「……明治元年藩にては長崎に於て汽船を買入れ猶龍丸と名づけられ、之れに乗組を命ぜられ……七尾に到り、同船に乗込みたり。同船には船長及機関士として米人二名を雇入れられ産物方の用務を帯び、一面航海実習の生徒数名乗込みたり。……同年十一月横浜に回航し米積込み中、太政大臣三條公より藩へ内命あり、曰く長崎地方に基督教伝播し極力制御に努むるも効果を見ざるを以て教徒を分割し諸藩に預けらるゝこと、なれり、依て其藩の汽船を長崎に回航すべしと。……長崎に到り、其旨同所西役所へ届出たれば直ちに信者四百十人——此輩は多くは婦人にして一家族別々に諸藩に預けられたる由——を送り来る、依て之を乗船せしめ、同月八日同港を出帆したるに、海荒れ雪降り航海困難を極む、則ち一夜隠岐の国に避泊して翌日より航海を続け、同十二日七尾に着し、一尺余の雪を冒して信者を金沢に送れり。——金沢にては卯辰山に仮小屋を設けて収容せられたる由——……」

◇真田三郎「先祖由緒并一類附帳」（明治三年十月）より

「……〔明治二年九月〕十六日能州所口え罷越、猶龍丸御艦乗移十月八日同所出

帆、撰州神戸・武州品川・肥州長崎等所々え御用相勤、長崎表二而、那蘇宗之者御引請之勤番等仕り、同十二月十二日所口え着艦仕候……」

◇武部幸之助（小川清太の実弟）「先祖由緒并一類附帳」（明治四年三月）より

「……〔明治二年〕九月、猶龍丸御艦え乗込、所々運送方被仰渡、於武州品川、從朝廷肥前長崎え御用有之候二付、同所え乗廻被仰渡尚又朝兵卒小隊大坂迄便船被仰渡候二付、同所え夫々相届候上、長崎え乗廻候処、耶蘇宗ノ者御藩え御預ケ二相成候者四百五十人余、乗廻被仰渡候二付、同年十二月八日長崎表出帆、同月十二日夜、能州所口エ着岸、同十四日金沢エ着、夫々及御達候……」

〔注〕乗船人数は大坪の回顧が正しいと思う。金沢着は、武部は「十四日」だが、流配者たちは、一週間後の「二十一日・二十二日」だったようだ（松本

白華「耶蘇之徒教諭大事件」『明治仏教全集』第八巻）

## (2) 大聖寺藩

○「……金沢行きに乗船できなかった七十五名と長州行きを拒否した八名、合計八十三名は、十二月八日に長崎を出港した。」（「旅の話」三侯著、一〇〇頁）

数日後に無事に大坂に着後、兵庫湊（神戸）に回航。さらに大坂に移される。

人数が、当初約束の五十人を大幅に越えていたので問題となり、受渡しに手間取ったのである。

○「〔同〔明治二年〕十二月十九日於神戸表御引渡、翌廿日大坂表え着、同廿八日大坂出立、庚午正月十二日大聖寺藩え着。道中付添役人士族五人卒以下拾七人。〕

——大聖寺藩異宗門掛ヨリノ報告書——（『大日本外交文書』第四巻、七六二頁）

○明治二年十二月廿四日

「寸楮致啓達候。今般、当藩（金沢藩）え御預二相成候浦上村異宗門人員過上之分ハ御藩（大聖寺藩）え差送可申旨、別紙両通之通り被仰渡即右過上人員之内八拾三人、大坂迄積越候二付、彼地詰人より御藩御詰人え引合申候処、指当御詰人も少々候故、御人数御執志らへ、当藩え御任セ被成度、仍而不得止於当藩請取即兵庫湊、木津村願泉寺（注）え入、勤番方等為致置候由申来候。尤御藩御詰人よりも被申遣候筈二候得共、右之趣委細者知事——え被申上、至急請取人御指立候

様致度候。就而ハ右二付而御入用方ハ凡而御藩より御指出之筈二候間、左様御承書有之度候。且又御差送二相成候人員残り九人ハ既二致着居候間、是又急速請取人、此表へ可被指越候。為念如此御座候、以上。

月 日／金沢藩 前田大参事等  
大聖持藩 前田大参事様等

別紙、御渡之紙面至急入用二付、大意如此、御預之内、過上之分ハ大聖寺藩へ御預之分、長崎県之書付送也」（恭敏公『御手留抄』、「」内は森山補注）

〔注〕「願泉寺」は、同名の寺がいくつかあるが、現・大阪市浪速区のものである。

○「子爵前田家文書」より（『加賀市史料（七）』）

〔明治三年〕正月五日、歎願書差出、如左旧冬十月於右大臣殿御邸、肥前国浦上村異宗門ノ徒凡五十人、当藩エ御預ケ被仰付旨被渡候処、旧臘大坂表エ着船二付九十二人御引渡ノ旨、長崎県振遠隊令司ヨリ金沢藩エ御達御座候処、人員過分相成候付難請取旨、出坂請取人ヨリ急便ヲ以申越、且於藩廳モ差向手当方指支候付、何分過分ハ引請出来兼旨申越候間、何卒被仰渡通五十人御引渡ノ儀仰付被下置候様奉歎願候、以上。

正月五日 大聖寺藩公用人 前田肇  
土方中弁殿

同二十三日 御指令／浦上村異宗ノ徒九十二人、長崎県ヨリ可相渡旨相達候趣二候得共、昨〔明治二〕年十月中御達之通五十人受取可申事」（一〇一頁）

〔注〕九十二人とは、八十三人と九人を合計した人数。大聖寺藩は、この時、執拗に抵抗するが、さしあたり八十三人引き取ること余儀なくされる。その後、五十人を越える人数については富山藩へ預け替えることで決着。

○「子爵前田家文書」より（『加賀市史料（七）』）

〔明治三年〕正月二十四日、弁官御役所エ歎願書差出、如左

去〔明治二〕年十月肥前国浦上村異宗門ノ徒凡五十人、当藩エ御預ケ被仰付旨被仰渡候処、旧臘於大坂表九十二人御引渡ノ旨長崎県ヨリ御達、人員相違仕候付、先達テ奉嘆願候得共、至急ノ儀二付先引請候様、仍御差図其段急便ヲ以申遣候、

且於大坂毛指向御指支ノ儀ニモ可有之哉、不取敢御達人員旧臘請取候段申越候、然処、昨〔明治三年正月〕二十三日更テ五十人請取候儀ニ被仰渡候、依之過員ノ分、何ノ藩工引渡可申哉、差急儀ニ御座候間、迅速御指図被成下候様仕度、此段奉願候、以上。

正月二十四日 大聖寺藩公用人 前田肇

弁官御役所

右御指令ノ過員ノ分四十二人富山藩工引渡可申事〔一〇一、一〇二頁〕

富山藩へ四十二人預け替えるというのは、これまでになかった新指令である。この通り富山藩へは四十二人流配とはなるが、大聖寺藩が実際に受け取ったのは、九十二人ではなく八十三人であり、このうち五十人を越える三十三人が富山藩に移され、残り九人は、大聖寺藩からではなく金沢藩の五百二十四人のうちから移されることとなる。

○浦上村耶蘇教徒ニ対スル処置ニ関スル件〔大日本外交文書〕第四卷)

△「御預耶蘇教徒取扱ニ関スル件」(二月。日欠)

—— 辛未二月、大聖寺藩異宗門掛ヨリノ報告書——

「 覚

一 八拾三人 異宗の徒

右の者於大坂表御渡に付、西海道通連越し、旅中賄方宿々旅籠にて昼飯弁当為持、小兒足弱の者駕籠にて召連申候

……〔中略〕……

一 右人数の内、三拾三人被 仰渡によつて午二月富山藩へ引渡申候

残て 五拾人 内 拾貳人 男

三拾八人 女 〔七六一頁〕

○「子爵前田家文書」より〔加賀市史料(七)〕

〔明治三年〕三月十二日、弁官御伝達処エ如左

予テ被仰渡候肥前国浦上村山里中野郷異宗ノ徒、去年十二月十九日於神戸表御引

渡、翌二十日大坂表エ着、同二十八日大坂出立、当正月十二日大聖寺藩工着仕候、人員等如左

一 男 十四人

一 女 二十六人〔正しくは、三十六人〕

× 五十人ノ右之通御座候

一 男 十一人

一 女 二十二人

一 女 三十三人

× 三十三人

右之分、当二月十六日富山藩へ引渡申候、外二十九人金沢藩ヨリ直ニ富山藩ニ引渡申候段申越候、此段御届申上候、以上。

三月十二日 大聖寺藩公用人 前田肇

弁官御伝達所〔一〇五、一〇六頁〕

(3) 富山藩

○富山藩へ移し預けられた人数

当初、富山藩への流配の予定は、五十人であったが、すでにふれたように結局、大聖寺藩八十三人のうちから三十三人、金沢藩から九人、計四十二人が、移し預けられた。この新措置の結果、調整後の実人数は、大聖寺藩五十人、金沢藩五十五人、富山藩四十二人、合計六百七人となった。諸書に人数の不整合がみられるのは、計算間違いもあるが、当初の指令と、その後の変更との相違を正確に整頓しえなかつた混乱から生じたものようである。

○「富山藩へ御預け相成候異宗の徒取扱振、藩士相尋申立廉、左の通り

一 浦上村異宗の徒五十人御預け可相成旨一昨巳年十月中御沙汰の処、昨午正月申御都合に寄、四拾貳人御預可被 仰付間、大聖寺藩より可受取旨御沙汰相成、同藩よりも打合有之候に付、午二月十七日受取として藩士出立、大聖寺より三十三人、

金沢より九人請取連越、旅中は旅籠にて相賄、小兒足弱のものは駕籠に乗せ其外道中手当向一切取賄、同月廿一日富山着いたし候由に候。……〔四八三の付属書三よ

り」(『大日本外交文書』第四巻、八〇八頁)

富山での過酷な待遇や、神仏分離「合寺事件」の混乱のなかで翻弄される流配者については、すでに次の文献に詳しい叙述がなされているので、これ以上は省略。

○塚田信寿「浦上切支丹重次郎の改心と改心戻し」(『日本歴史』二五二号、一九六九年四月)

○「切支丹一語一件控簿」(『富山県史』史料編Ⅳ・近代上。一九七八年刊)

○三俣俊二「金沢・大聖寺・富山に流された浦上キリシタン」(『聖母の騎士社』、二〇〇〇年一月刊)

## 第二 御預り浦上キリシタン取り扱ひの実態

### (1) 金沢藩の場合

まず、流配当初の人数等につき、結論的にみて、事実にも近いと思われる『石川県史料』第一巻にある「刑賞付録」の注記を紹介して、再確認しておきたい。

「明治二年太政官ヨリ肥前国浦上村等異宗徒凡五百十五人ヲ金沢藩ニ責付スルノ命アリ。会マ同藩汽船猶龍丸長崎港ニ泊スルヲ以テ異宗徒男女四百十人ヲ長崎ヨリ受ケ発艦、同十二月十二日能登七尾港ニ達ス。航海中一婦女児ヲ分娩ス。故ニ上陸ノ際一人ヲ増ス。又長崎県異宗徒百十四人ヲ大阪府下ニ護送ス。同十二月十一日金沢藩出張官員之ヲ受ク。内一人善次郎ナル者発狂逃走シテ其所在ヲ知ラス。金沢ニ遷徒スル者、通計五百二十四人ナリ。爾来、出生・死亡ノ者ハ時々之ヲ史官ニ具状ス。」(三一五頁)

(注)「責付」は、新律綱領の用語。刑事被告人の拘留を停止し、親戚その他の者に預ける行刑上の措置。

つまり、すでに見たように、日本海ルート七尾上陸の四百十一人(新生児一人を含む)は、明治二年十二月廿二日、金沢に到着。瀬戸内海ルート大阪上陸の百十四人(逃亡のため金沢到着は一人減の百十三人)は、これより遅く十二月下旬に金沢に到着。かくして、合計五百二十四人(のち、富山藩へ移される九人を含む)が、金沢藩の当初の御預人の実数である。

以下、版籍奉還から廃藩置県までの加賀(金沢)藩主・前田慶寧(恭敏公)の政務日誌(「恭敏公日記」)または「御手留抄」という)から、既出分を除き、日付順に関係事項を列挙すると次の○印のごとくである。「」内は、紹介者・森山の注記である。ただし、☆印は別の史料。

○明治二年十二月十四日

「一 昨夜四時頃。所口<sup>マ</sup>猶龍丸着。語学教師、長崎ニおゐて御渡し那宗之四百十人着船之旨及届候事

一 那宗之者、篠原織部宅借用ニ而、右へ入置、嚴重メリ方相立且夜具ハ昨年兵隊へ渡候ケツト中之分有之ニ付、更取相用度旨、赤座より参事<sup>マ</sup>申達ス。重而奥村申聞之趣、末ニ在リ

一 ……………

一 奥村罷出申聞候ハ異宗門之義、篠原織部宅之義ニ僉義仕候處、向山湯さやニ而ハ可也、五百人斗指置候事出来可致哉ニ付、市中より却而場所柄も遠キ事故、人氣ニも可然哉。尤メリ方等之締方嚴重ニ可仕旨、重而口演を以相達ス」

○明治二年十二月二十日

「異宗門御預人死去取捌方之伺、市政〔掛〕より。文略。本文、死去人有之節者、其局之役人見届、検使ヲ遂ケ可申、葬埋方之義ハ墓地見斗可被及指図候事/連印」

○明治二年十二月廿四日

「異宗門之人、此間病死有之所置方、西方〔源?〕寺へ申請候處、枕経を坊主ハ是非読可申、彼宗之人殊之外拒候由ニ而、沢崎〔市政掛〕―出、大ニクトキ居」

○明治二年十二月廿五日

「市政懸りより別紙之通指出ス  
異宗御預之徒、為教諭方、西勝寺・西源寺為指出申度之段、此間及御達置候通ニ御坐候、然処、昨日より追々致着候ニ付、人氣打合方之都合も御座候間、至急御穿議之上、御指図御坐候様仕度奉存候事

十二月 市政掛

右之紙面、集議局へ詮議ニ渡ス処、無存寄旨申聞候ニ付、赤座大参事より渡ス」

○明治二年十二月廿七日

「那宗之數珠仏等、同人より指出ス。暫留置段申談オク／〔朱〕此義内々小幡参事より談合置ク也／右、直ニ相渡ニ不及旨、参事申聞」

○同日

「 監察局

肥前国浦上村耶蘇宗門之者共、為致改心可申候。且教諭中、徒刑人同様致使役候義も不指支旨ニ而、五百人余御預ニ相成、則当月廿三日己来追々令到着ニ付、卯辰山湯治所等引揚入置候、教諭方申付置候条、右ヶ処え立入申間敷、此段為心得一同へ申渡候也

月 日 藩庁

(注) 前田恒敬「触留」(加越能文庫)は、触日付「十二月廿七日」(『加賀藩史料』藩末篇・下、一一五二頁。また、文中の「廿三日」は「廿五日」とある。

○明治三年正月五日

「異宗徒之内、家頭藤平次女房こま子政太郎、右相煩候處病死いたし候段、官へ御届之案文見届、公用人<sup>え</sup>参事より渡し候。御届文ハ略之」

☆明治三年正月十四日

— 御預ノ浦上村耶蘇教徒取締ニ関スル口達書御請ノ件 (明治三年・二〇三号)

「 御請書 金沢藩 世良太一等

長崎県近傍浦上村々民切支丹宗信仰の者共藩々え遷徒の儀に付外国公使え御応接の趣意諸藩相違不致様相心得教諭撫育行届候様可仕旨知事方え速に申遣候様御口達書を以被仰渡奉畏候依て御請如件

午正月十四日 金沢藩 世良太一

…………… (注)

大聖寺藩 野尻勘右衛門

外務省御役所」(『大日本外交文書』第三卷、三七八〜九頁)

(注) この外、鹿児島・名古屋・和歌山・福岡・広島・山口・津・鳥取・岡

山・徳島・高知・松江・郡山・姫路・松山・高松・福山・津和野の各藩・公用人各氏名あり。

○明治三年正月十九日

「異宗徒肥前国中野郷常福寺村〔浄福村〕清四郎養子佐之助と申者長崎へ罷越候内、養父等当藩御預之義承慕罷越、養父同様相稼度等願之趣有之、官へ相伺候上可及指図、夫迄ハ異宗徒之義縮宿ニ申渡候旨、民政方より申出候事」

(注) 佐之助は当初の五百二十四人には含まれない。なお、のち逃亡者となる。

○明治三年正月二十日

「異宗徒教諭方、西方〔勝?〕寺、西源寺え被仰渡候処、右之外有志之者教諭仕度旨相願候向も御坐候間、右様願聞候者承届可申旨奉存候、此段予而御達申上候。

右之通、市政より申聞、有志之者ハ僧徒ニ付承届候事」

○明治三年正月二十三日

「異宗門之内さきと申女病死御届等僉義」

○明治三年二月六日

「異宗徒之内吉蔵娘かね、伴吉三郎病死、官へ御届ニ相成候旨」

☆明治三年二月十日

「当藩御預異宗徒之内、出生・死去等之者、其度々御届申上候処、右は以来引纏め、一年兩度程に御届申上候ては如何御座候哉、此段奉伺候、以上。

二月十日 金沢藩公用人 神保権五郎

弁官御伝達所

御付札 伺之通」

(維新以来御達)『加賀藩史料』藩末篇・下、一一六八〜九頁)

○明治三年三月十九日

「異宗之徒、先達而仕法通開拓等之使役ニ仕候、此段御達申上候事」

○明治三年六月十八日

「異宗門之内、三十人女五人改心復籍被仰付候而不指支候旨、西勝寺等、書付改心状連名之書出ル。文長々畧ス。万一相違候時ハ地獄ニ墮落と申趣也、一奇談」

☆明治三年六月、金沢藩に預けられた浦上キリシタン宗徒の中、改心したる者の復籍方に関して伺書を提出す。

「昨年御預ケに相成候長崎県近傍浦上村異宗徒之儀、管内浄土真宗僧徒に申付精

誠誨導爲仕候処、別紙名前之者三拾壹人真実悔悟仕改心誓書差出申候。右は確乎悔悟之体相違も無御座候間、格別寛宥之御処置を以て旧籍<sup>ニ</sup>御復し相成候而は如何御座候哉可奉伺旨金沢表より申越候間此段奉伺候、以上。

庚午六月 金沢藩公用人 内藤 誠

弁官 御伝達所

御付札 伺之趣不相成候事

〔維新以来御達〕『加賀藩史料』藩末篇・下、一二〇五〜六頁

○明治三年七月十六日

〔異宗門之徒、改心いたし候向、復籍之義伺候処、復籍不相成旨付札有之段之事〕

○明治三年七月廿九日

〔異宗門徒所持之品取集、長崎県被指出候様申来候ニ付夫々指出候旨其品一覽ス。絵図等多し十字之数珠等也〕

○明治三年十月十四日

〔西源寺・西勝寺・本誓寺、異宗門教諭爲慰勞一ヶ寺五百疋ツ、可被下哉〕

○明治三年十二月三日

〔異宗改心之者之内、菊太郎等三人病死届、官へ可届分〕

(注) 源助、初次郎、菊太郎の三人は、「奥のトキエ」の牢内で過酷な扱いを受け熱病にかかって死亡。

○四五二「金沢藩御預耶蘇教徒取扱振視察報告書ニ関シ渡辺弾正大忠ト外務省側ト申合手續書(『大日本外交文書』第四巻、七四二頁)」

付属書 明治三年十二月二十五日金沢藩御預耶蘇教徒取締実地見聞書(関一

郎)

付記一 御預耶蘇教徒取扱振ニ関スル金沢藩ヨリノ報告書

付記二 御預耶蘇教徒取扱振ニ関スル世良金沢藩大属ノ申出書

△(関一郎・付属書より)「……惣人数五百拾五人の内、昨春より冬迄(明治三年)の間に五十壹人死去致し候へ共、何にも痲瘡病にて多分の死去と申には無之、又病死せし者を二日の間其儘に致置候と申は再び蘇生あらんかとの情より廿四時間は其

儘病床に臥せしめ右の時刻を追て後棺槨に納むる事我国上下一般の旧習にて其儘棄置候事には無之、且埋葬の節は身寄の者より色々望に任せし事もありて、惣て寺にて取扱候事に有之候……」

△(金沢藩・付記一より)「御預人員高ノ五百拾五人ノ外に三人出生ノ右の内五拾壹人―昨春より冬迄に病死仕候ノ(貼紙二)病氣の節は兼て建置候病院の医師に診察爲致無油断療養候得共、暖地出生の者俄に寒国に引移候て、氣候不相応の爲か死去人も彼是多分に相成申候。尤病死の者は即埋葬申付候」

△「埋葬ノ節ハ身寄ノ者ヨリ色々望申立候得共、寺法ニ不叶トテ不相用、乍去少ハ用ヒ望ニ任セシ事モアリ、惣テ寺ニテ取扱、墓所ハ寺ニテ無之外ニ葬リ候事」(付記一より)

△(金沢藩大属世良太一・付記一より)「昨(明治三)年三四月の頃、管内一統、疫流行の事有之、其節病死人御座候。其後、痲瘡流行の義も有之候へ共、左程の死人も無之候」

(注)「旅の話」では、明治三年「四月頃痲疹が小児間に流行して、死者四十二名に及んだ。次で腸チブスが伝染した。然し患者は早速病院に収容し、親切な手当を施してくれたので、死者を出すこと三名に止まったのは何よりの幸福であった。」(参考文献・浦川著、五七一頁)という。

(2) 大聖寺藩の場合

○浦上村耶蘇教徒ニ対スル処置ニ関スル件(『大日本外交文書』第四巻)

△「御預耶蘇教徒取扱ニ関スル件」(二月。日欠)

――大聖寺藩異宗門掛ヨリノ報告書――

「……(前略)……

一 右着藩の上、不残下屋敷と申所に指掛り飯家を建居住爲仕置申候

一 右居住中、賄方一日三合八勺宛、小児は一合九勺宛、一汁香の物指遣申候。

湯浴等定日を極、月に兩三度爲仕、其余定日外望次第風呂屋へ参り申候事

一 寒暑節服相渡申候。冬中地爐、夏中は蚊張を渡申候。其外望に依ては都て

相渡申候事

……〔中略〕……

一 右人員の内、小児三人痘瘡にて病死、内壹人留中毒にて病死、大人壹人中心風にて病死、都合五人の者、病発より種々加治療候得共、介抱不相叶病死仕候。死骸は本人并親族共望通土葬取扱申候」(七六一頁)

(付記) ……………

「……〔前略〕……………」

一 改心の者共一向宗に帰依為致候事

一 壹人救恤所え入任申付置候得共、教諭方手遠に付寺え改め預申付候

午二月廿二日病死 初次郎孫 さの 三歳〔イトの子〕

同 月廿七日病死 同人孫 忠藏 二歳〔モトの子〕

同 月廿三日病死 まき娘 つね 二歳

但 何れも痘瘡

午八月廿八日病死 但 中風 初次郎 五十七歳

一向宗葬式

午九月廿一日病死 但 留中毒 せき娘 はつ 六歳

× 五人ノ辛未二月(七六一―三頁)

この年〔明治三年〕末、東京においては、大聖寺藩の公用人と新政府の担当官との間で、次のようなやりとりがあった。

○明治三年十二月二十一日、〔大聖寺藩〕大属為名代 真田史生

「三条右大臣殿邸御呼出ニ付、出頭候処、御直ニ御口達

豫テ御預相成候異宗ノ徒、於藩々苛酷ノ取扱ニ相成居哉ニ英国ヨリ申聞候付、左様ノ儀決テ無之筈ト申入置候得友、英国ニライテハ大ニ疑惑ヲ生シ、同国公使見分トシテ可相廻モ難計、何レ確定ノ上ハ表向達ニモ可相成哉ニ候得共、火急相成候テハ不都合モ可有之ニ付、此段及内達候間至急藩地工可申遣旨被仰渡ノ右畢テ扱振如何ト御尋ニ付如左御答申上

人家ヲ少シ離シ谷間ニ長屋様ノモノ補理、此所エ集置、番人ノ者為詰他ノ出入ヲ禁シ、併為改心折々寺杯エ引出シ教諭ヲ加へ、此節ニ至リ候テハ五十人御預ノ内十八人改心、五人ハ春來追々病死仕候。……………」

〔子爵前田家文書〕より。『加賀市史料(七)』、一一三頁

(3) 富山藩の場合

○「富山藩へ御預け相成候異宗の徒取扱振、藩士相尋申立廉、左の通り」……………」

一 居小屋の義、城下より辰巳の方凡貳里程隔り経力村合田村と唱へ候両村に温泉場体の湯場有之候に付、右両村湯場へ間仕切いたし仮に入置、番人付け置、他出等一切不為致由に候―〔四八三より〕〔大日本外交文書〕第四卷、八〇八頁

### 第三 諸外国からの名指し抗議と英国外交官の現地視察

①名指しされた「加賀」〔大日本外交文書〕第三卷、四二八頁〕

―明治三年十二月七日(一八七一年一月二十七日)、英国代理公使〔アダムス〕と日本側(三条右大臣および沢外務卿)との対話―

〔日本側〕「：長崎の新聞(注)は大に誤れり、事実相違也。……………苛酷の所業は無之事に候。」

〔英公使〕「左様に候哉。加賀、紀州、大村へ御預の分、殊更苛酷の取計有之、兼て岩倉公御一同に御引合申上候御約束大に違ひ申候。」

〔日本側〕「……………伝聞には色々間違もあるもの也。先達て五島のことき間違もあるなり。」

〔英公使〕「間違には無之、事実見聞いたし候もの有之候。」

(注)「長崎の新聞」とは、Nagasaki Express, 1870.11.14.である。

②明治三年十二月十日、外務省に到達した「英吉利公使提示ノ外国人某ノ意見書」

(注)「外国人某ノ意見書」とは、横浜の英字新聞のJapan Weekly Mail, 1871. 1.28〔和暦・明治三年十二月八日〕に掲載された匿名X氏「無名人」と訳出)の投書のことであろう。

この投書「外国人某ノ意見書」は、流配された浦上キリシタンに対する諸藩の過酷な扱いに抗議したもので、在留外国人にセンサーションを起こす。投書の具体的な暴露内容には「北国辺へ入牢」という金沢藩を暗示するものが含まれていた。

かくして、金沢藩は、現地視察要求をめぐる日英外交交渉の矢面に立たされるこ

ととなる。以下は、「外国人某ノ意見書」の邦訳である。(……は、引用省略。なお、「」内は引用者・森山補記)

(注) 匿名の投書は、誰が書いたものか不明であるが、金沢藩では、同じ頃、満期解雇によつて横浜に赴いた御雇外国人オスボンではないかとの疑念を持つた者があつた。

「……昨年長崎近傍に於て日本人数千人召捕に相成、サアハルリーパークス并各岡岡士より異見を申立候得共無承引、蒸気船数艘に打乗せ諸国え差送り、諸侯え預けに相成候事は、世上の人々の熟知する所に有之候。右の者共罪状の趣は只天主教を信仰するのみに候。近頃右の者とも在所并苛酷の取扱に付て当所〔横浜?〕にては確証有之風評夥敷、長崎飛脚〔Nagasaki Express〕と申新聞紙より抄出する横浜日本新聞紙〔Japan Gazette〕によれば、此節、佐渡ヶ嶋え航海の由にて男女老若四十一人長崎通航致候処、大方永徒刑に相成と申事に御座候。再説、南海辺へ男女老少二百人程被遣候よし、……。右人高より二三倍の人数、北国辺〔One of the provinces on the west coast of Nippon〕え入牢申付置候得とも甚以窮阨にて籠中の鳥の如く此苦困所又は取扱の有様を以考るに日本政府に於ては始終皆殺しに可致積りと相見へ申候。右場所は山嶺に曠坑有之所え二階屋を出来、其家屋は山上に登らされは不得見候。此家作は四角なれ共、風の往来は偶さかに有之位に候。猶、苛酷を極め候て六百人共下屋は引払はせ二階へ一席に押込、恰豚舎の如く紛雜罷在、既に一年程も相過申候。初、諸侯え被預候節は小兒も数多有之候得共、其後抱瘡〔the small-pox〕流行にていつれも致死去候といへとも早く苦患を免れ却て小兒の爲には幸の事に可有之候。又大人にも此流行病にて死去の者有之候所、其儘にて二日の間残し置候由に御座候。且右病中療養等致遣さず、食物は南京米の握り飯一つ宛喰せ置候由、刺右守護の者はいつれも不仁至極にて乞食の如く此もの等如何程苦心致候ても更に愛憐を加へ不申候。日本政府に於て牢屋近所え改宗の者を移し候家屋を取立置候所、未壹人も此改宗舎え移り候もの無之、如此宗旨の爲に苦心する者毛頭改宗の姿は無之、只天命を待、各宗旨を主張して死に到る時は極楽え往生し、受賞賜候心得にて罷在候。斯様に入牢中の困苦、難盡筆紙候得共、未脱走致候ものは無之よし。衣服の儀は以前召捕に相成候砌、手元の衣類を致持參候のみにて外品としては何も無之、鳥籠中は臭気烈敷是亦絶言語候。……」(『大日本外交文書』第

三巻、四二八～四二九頁。「」内は引用者・森山注記)

(貼紙) 庚午十二月十日サトウ出省、英公使よりの伝言に付、此一冊入御覧候間、条公えも御覧に御入被成候様願入候。ケ様の義、本国へ聞へ候ては又議論可起と存候に付、何とか日本政府にて深御熟考有之候様、公使より申来候旨、同人申述候事。」

③日英外交交渉の展開(『大日本外交文書』第三巻、四三〇頁)

—明治三年十二月二十日(一八七一年二月九日)、英国公使(「アダムス」と日本

側(三条右大臣、副島参議および沢外務卿)との対話抜書—抄録—

〔英公使〕「加州切支丹の義に付、過日新聞紙(注)御手元へ差上置候。御覧有之候哉。」

〔三条〕「一覽いたし候。」

〔英公使〕「昨年春中、各国公使接遇所にて閣下並岩倉公へ談判有之候通り各国にても大事件と存し申上候義に御座候。一体、右信仰のものは素々御國人の義に付、如何様の御処置有之候共、彼是申上候筋には無之候得共、御所置振の情実、本国へ申達度存候。……」

〔三条〕「……〔引用略〕……」

〔英公使〕「昨年中、各国公使へ御沙汰に、信仰の人民決て苛酷の処置にはいたし不申様申渡、各藩へ預け置候間、何分にも見分相越不苦巨被仰聞候。……大村加州へ壹人つ、為見分差遣度存候。」

〔三条〕「大村え預け候との義は何か御聞込違にて可有之、加州の方は実否取調の義申渡置候事也。」

(注) この新聞は、前出の Japan Weekly Mail 1871.1.28 の投書記事のことであろう。この新聞投書人 X 氏は、「加州」と名指しはしていないが、英国公使は、はっきりと「加州」預けの浦上キリシタンの取扱ぶりについての懸念を強く表明し、執拗に巡検の要請をしている。

○浦上村耶蘇教徒二対スル処置ニ関スル件(『大日本外交文書』第四巻)

△四五三「加州御預耶蘇教徒取扱振視察ニ関スル件」(二月二十日)

—沢外務卿等ト英国公使トノ対話書—

△四五四「加州御預耶蘇教徒取扱振視察方新潟在勤領事代理へ下命セルニ付日本側ヨリモ出張官員任命アリ度旨等打合ノ件」(二月二十三日)

——英国公使ヨリ沢外務卿等宛——

(付属書)

ハリ・パークスより新潟英国領事代理トゥールプあて指示書

〔大日本外交文書〕第四卷、七五一頁〕

「去〔明治三年〕十二月八日〔西曆一八七一年一月二十八日〕毎週飛脚〔The Japan Weekly Mail〕と唱候新聞紙にて無名人の書出したる右様愍然なる人民甚辛苦の趣に付、別紙の抜書の通、日本政府へ致通達及詰問候所、彈正台付属土官関一郎、同所へ為見聞罷越、同人より差出候届書写、日本政府より受取候に付、写翻譯文共二通差遣し申候。右、関一郎申立には彼無名人の切支丹宗徒を致苛酷候と申儀は相違有之趣、依て無名人え其趣申聞候所、猶又右苛酷候の処置申募り、此移民共現に打擲は雖不受、入牢中の処置は我国〔英国〕にて重罪人をも不取扱程の嚴重不仁の趣に付、依て其許儀、右移民の模様処置振り等を取調として見分に差遣し可申旨、日本政府と及約束候。金沢迄道中の義は其許にて可取計。尤、七尾迄海上舟路にて罷越候方便利とは存候得共猶其許の存意に相任せ申候。……………」(第三月十二日〔西曆一八七一年〕ハリールパルクスよりゼイツルツプあて)

△四五五「御預耶蘇教徒視察英国領事ノ同行トシテ水野外務少丞出張スヘキ旨大聖寺藩へノ達送付ノ件」(二月二十四日)——太政官弁官ヨリ外務省宛——

大聖寺藩

今般英国人其藩へ相越候ニ付右同時外務少丞水野良之被差遣候条此旨相達候事

但 諸事外務省へ可伺出候事

辛未正月 太政官〔『大日本外交文書』第四卷、七五三―四頁〕

付属書「金沢藩へも同文にて御達に相成候事」

(注)「子爵前田家文書」にも同文(『加賀市史料(七)』、一一五頁)

△四五六「加州御預耶蘇教徒視察ノ為新潟在勤英国領事出張水野外務少丞同行スヘキニ付心得方指令ノ件」(二月二十四日)——外務省ヨリ新潟県宛——

△四五七「加州御預耶蘇教徒視察ニハ水野外務少丞ヲ出張セシムヘキ旨並ニ日程等回答ノ件」(二月二十四日)——外務卿ヨリ英国公使宛——

△四五八「加州御預耶蘇教徒視察委任状ノ内容ニ関シ申入ノ件」(二月二十四日)

——沢外務卿ヨリ英国公使宛——

△四五九「加州御預耶蘇教徒視察委任状ノ内容ニ関シ回答ノ件」(二月二十五日)

——英国公使ヨリ沢外務卿等宛——

△四六〇「御預耶蘇教徒視察ノ英国領事富山藩へ出張ノ儀申立タル節ノ心得方同藩へ達アリ度旨伺ノ件」(二月二十七日)——外務省ヨリ太政官弁官宛——

△四六一「御預耶蘇教徒視察ノ英国領事富山藩へ出張ノ儀申立タル節ハ許容アルヘキニ付心得方達ノ件」(二月二十七日)——外務省ヨリ富山藩へノ達——

△四六二「御預耶蘇教徒視察ノ英国領事富山藩へ出張ノ節ノ心得方ニ関スル同藩へノ達移送付ノ件」(二月二十七日)——太政官弁官ヨリ外務省宛——

付属書「富山藩ノ今般英国人金沢藩大聖寺藩ニ相越候ニ付右同時外務少丞水野良之被差遣候条時宜ニ寄其藩ニモ罷越候間此旨相達候事

但 諸事外務省へ可伺出候事

正月 太政官

△四六四「英国領事ノ加州御預耶蘇教徒視察ニ関スル指令了承ノ旨回答ノ件」(二月五日)——新潟県ヨリ外務省宛——

△四六五「御預耶蘇教徒取扱ニ関スル件」(二月。日欠)

——大聖寺藩異宗門掛ヨリノ報告書——

(注)英国岡士〔新潟領事代理トゥールプ〕および外務少丞水野良之一行、二月二十二日、金沢到着。

○明治四年正月四日

「吉井立吉義、海外へ被遣候ニ付支度且異宗徒之義ニ付旁為早廻、廿三日発足之義申来候へ共不成、着少々洋行ハ至急ニも不至歟」(恭敏公『御手留抄』)

「吉井立吉昨夕来東京替も無之且異宗徒義当藩奇酷ニ取扱候由、異人承今度指立候、以前何と歎改心之義申立不參□相成可然哉之東京庁ニ而詮義振を申越ス○此元ニ而之考ハラスボン位何と歎申ニ而も無之哉、此度之趣意ハ改心いたし候事

不服故、右様申立候ニ而も無之哉、当藩大村藩之事を申立候旨甚おかしな訳歟」(恭敏公『御手留抄』)

○明治四年正月

「金沢藩

今般英国人其藩へ相越候二付右同時外務少丞水野良之被差遣候条此旨相達候事  
但 諸事外務省へ可伺出候事

辛未正月

太政官

今般英国人其藩へ罷越候趣意ハ其藩へ御預ケ相成候異宗之もの取扱方実地目撃之儀申立御差免相成候事

当省よりも水野外務少丞出張ニ付、都而出張先ニ而打合可有之候事

辛未正月

外務省「〔太政官布告并諸官省御達等〕加越能文庫」

〔注〕「維新以来御達」〔加越能文庫〕にも同文あり。これは、「辛未正月廿四日」以降の指令（『大日本外交文書』第四巻、七五三～四頁）

○明治四年二月廿二日（恭敏公『御手留抄』）

「英国岡士昨日津幡泊ニ而今日十字頃当藩着いたし候旨及届候」

「今日ハ幸天氣茂能、昼頃より直と異宗徒入之ケ処え為視察罷越、尤外務省出張之水野、当藩懸坪内〔全吾〕・宮本〔頼三〕・長野圭次郎〔通訳・金沢藩雇〕付添罷越候事」

「水野外務大丞義、此間同処見分いたし随分手厚ニ相成り、此様子ニ而ハ都合も可宜旨申居候旨且右御拵不都合も無之趣ハ輔相卿え水野より運置候旨、草案ハ庁ニ而出来之筈」

「四五日逗留、大聖寺え罷越可申旨全相濟候ハ、直書ニ而、輔相卿え紙面指出可然旨」

○『大日本外交文書』第四巻

「切支丹宗民巡察手続」〔視察報告書抜萃・和訳文〕

「金沢之事」

「和暦二月廿二日ツルツツ井水野及加賀藩官員数名同道にて金沢近在宗民居留地え立越、初手に見廻り候場所は近頃市中に掛り候川際にて右居住のため取建候小長屋に有之、右は最初入置候家屋住居不相成候様破損に付、去十二月頃同所前書の小

長屋へ移候事に有之、則同所宗民様子方致見分候処、始終取扱振十分に有之候へ共、更に家業無之ツルツツ氏宗民と談話の自由を得候に付、其故を相尋候処、家業相始候便宜を得旨相答申候。次に前書川岸の山に是ある病院を見廻候処、空気の通ひ宜清浄にて其内に住居の宗民十一人取扱振眼前丁寧に相見へ申候。次に前書山上の三ヶ所を見廻り候処、初手の方は長屋にて普請手軽く中央を仕切り住居の人員四十

八人に有之、台所に要用する炊具も備り候事、川際の山の通に有之候得とも一体の模様汚れたる事一倍にて住居人は清浄に注意不致、是も家業有之候ても聊の事に尤四五人の中、口には索を縋へ山にて木を伐り運送の事に使役せられ其仕事の高に應し藩より賃金を貰ひ受候趣申立候得共、現に仕事致居候ものは見受不申候。次に見廻り候改心所とか申手軽の家屋其住居人の様子方は前書三ヶ所と大同小異に有之。次に見廻り候所は則無名人の書中に掲候場所にてツルツツ氏見受候所其有様左の通に有之、実は此家屋山巔の凹処に有之、遊ぶの止宿所として取建し茶屋又は湯屋に有之、是は二階作りにて四角に有之、且拙者致見分候節は頗破損致居候事無相違、其節住居所の一部分は掃除も能く整ひ居り、住居不致所は甚汚穢破損に相成居候。尤宗民は二階而已に住居致し、間毎に粗席を布き置候。右前書三ヶ所に住居の宗民、守護人の立合又は立合無之致談話候処、宗民共拙者を見て且喜び且怪み候得共、藩より与へ候南京米の性合に付官員を憤然悪言せし一人を除くの外、一般に身持穩厚且恭敬に有之、……………」〔七九六～七九七頁〕

「大聖寺之事」

「二月廿五日同処え到着の所、其節宗民は仏の寺院に住居し、尤其前々日居留所普請に付、寺院に移せし由。昨午年五〔正〕月中、金沢〔大坂〕より送越せし者に其数八十三人、此内其後三十三人は富山へ被移候よし。大聖寺到着の節、城下近辺の元稽古場へ入置、右稽古場ツルツツ氏到着の前日前々日より修復皆出来に付、切支丹宗民居留の節、如何なる様子に有之や難解に因て到着のせつ出入の自由を不許候故、全手を空く致居候。宛行の儀は男女共三合八勺、子供は一合八勺に有之由。其後午四月八日より六月下旬迄の間、二人又は三人位段々に取出し、処々の寺院に分配し其寺院の掃除役に相成、其外僧共より仏法の教導を受、且改心の催促に預り申候。且改心致候時は食料の高増加し米の性合も可宜との事を以被誘候故、遂に実功相見へ只一人を残すの外皆改心致又改心の者えは褒美として地方の金札二枚、知

藩事より貰ひ受、其価は凡三朱に当り申候。……」(七九八頁)

「富山之事」

「三月朔日。同所へ初手に被送候宗民の高四十二人の内、三十三人は大聖寺より、内九人は金沢より被送候者に有之。到着の節は二里程隔り候村里の宿屋へ分配し其守護として五人つ、致交代、其食料の儀は藩入費にて宿屋の主より差出一人に付米三合八勺、其外味噌并沢庵漬に御坐候。其後追々二人三人を仏の寺院に分配し住持食料の入費は藩より米を以償ひ、十五歳以上五十歳以下の者は男女となく首に鍊環を懸け其幅曲尺にて八分厚さ二分後に錠有之、改心致せし段申立次第鍊環を除き申候。其節七歳以上の子供は親に分れ外々え被移候且僧教導の事に付、全口上を以説得致候而已にて只一人の女子を打擲いたせしよし。……」(七九九頁)

第四 英国新潟領事代理トウループ等の現地視察後

○『大日本外交文書』第四卷(七六四頁)

△四六七「御預耶穌教徒中一家族ハ同居セシムヘキ様、金沢・大聖寺・富山三藩へ達アリ度旨申請ノ件」(三月二十三日)——外務省ヨリ太政官弁官宛——

付属書一「金沢・大聖寺・富山三藩御預耶穌教徒中一家族ハ同居セシムヘキ様

御沙汰アリ度旨上申ノ件」

付属書二「金沢・大聖寺・富山三藩御預耶穌教徒中家族離別ノ者ノ名簿」

付属書三「右ニ関スル金沢・大聖寺・富山三藩へノ達案」

△四六八「英国領事視察ノ際、金沢・大聖寺・富山三藩ノ御預耶穌教徒取扱振ニ約定違反ノ廉アリタルニ鑑ミ御預各藩ニ対シ監督ノ処置アリ度旨建言ノ件」(三月二十三日)——外務省ヨリ太政官弁官宛——

△四六九「耶穌教徒御預ノ各藩へ巡察派遣ニ付、外務省ヨリ同行アルヘキ儀ニ関シ照会ノ件」(三月二十七日)——三条右大臣ヨリ沢外務卿宛——

△四七〇「耶穌教徒御預各藩ニ指令スヘキ取締心得ニ関シ打合ノ件」(三月二十七日)——三条右大臣ヨリ沢外務卿宛——

△四七一「耶穌教徒御預各藩へ取締心得並ニ巡察派遣ニ関シ意見回答ノ件」(三月二十八日)——沢外務卿ヨリ三条右大臣宛——

△四七九「金沢・富山兩藩御預耶穌教徒取扱振ニ関スル件」(七月四日)

——沢外務卿ト英国臨時代理公使トノ対話書——

△四八〇「新潟在勤英国領事代理ノ金沢・大聖寺・富山三藩御預耶穌教徒視察報告書抜粹送付ノ件」(七月六日)——英国臨時代理公使ヨリ沢外務卿宛——

△四八三「水野外務少丞ノ金沢・大聖寺・富山三藩御預耶穌教徒視察報告書送付ノ件」(七月十八日)——寺島外務大輔ヨリ英国臨時代理公使宛——

△四八四「金沢・大聖寺・富山三藩御預耶穌教徒取扱振ニ関スル件」(七月二十日)——英国公使館ニテ岩倉外務卿ト英国臨時代理公使トノ対話書——

○金沢、明治五年正月、同五月、死亡者(六人)

壬申正月十八日死去	浦中野村	喜市
同日死去	打越村	弥三郎女 さの
壬申二月 晦日死去	打越村	由太郎女 たね
壬申四月廿七日死去	中尾村	市三郎
壬申四月廿九日死去	浦中野村	貞次郎女 いと
壬申五月廿九日死去	浦中野村	和吉妻 とも

メ 六人

(明治五年八月四日付「石川県、異宗徒御預人生死御届」、「壬申異宗徒一件」『公文録』)

○金沢、明治五年五月、脱走者(一人)

「当県御預ケ異宗徒

肥前国浄福村清四郎養子佐之助

右之者五月十四日朝日雇稼ニ可罷越旨同居之者へ申残シ其儘不罷帰候ニ付、探索方申付候得トモ今相分り不申、此段御届申上置候、以上

壬申七月廿三日 桐山石川県権参事

内田石川県参事

史官 御中(「壬申異宗徒一件」『公文録』)

(注)「同五月十四日、責付人異宗徒長崎県下肥前国彼杵郡浦浄福村清四郎ノ義

子佐之助ナル者、脱走ス。〔『石川県史料』第一巻、三一六頁〕

○大聖寺、明治五年

「同年五月□日、旧大聖寺県へ責付ノ異宗徒四十五人ヲ金沢ニ移ス」

〔注〕実際の転出は、「六月六日」〔『加賀市史』資料編第三巻、六一七頁〕

## 第五 金沢・大聖寺・富山に流配された浦上キリシタンの長崎帰還

長崎帰還については、二つの段階があり、時期を分けて整理すると次のとおり。

すなわち、第一段階は明治五年二月七日布告による「悔悟者赦免」での浦上帰還。そして第二段階は、明治六年三月十四日達による全面帰還。

○〔第一段階〕明治五年二月七日、太政官布告〔『法令全書』〕

「去已年中各地方官へ御預ケ相成候異宗徒ノ中悔悟致シ候者ハ御赦免相成候条管下民籍へ編入又ハ本籍へ復帰等本人ノ望ミニ任セ厚ク世話可致事

但 活計難相立者ハ窮民救助ノ規則ニ準シ見込ノ趣詳細取調大蔵省へ可申出事」

○〔第二段階〕明治六年三月十四日、太政官正院より達〔『法令全書』〕

「司法省〔あて〕ノ兼テ諸県へ御預相成居候長崎県下異宗徒、今般帰籍被 仰付候ニ付、別紙之通、県々へ御沙汰相成候条、為心得此旨相達候也

〔別紙一〕「長崎県ノ其県下異宗徒、兼テ左ノ県々へ御預相成居候処、今般帰籍

被 仰付候条其旨相心得各県ヨリ受取方取計可申事

明治六年三月十四日 太政官

〔別紙二〕「……………四百六十四人 石川県 — (注) 正確ではない。

四十六人 新川県 — (注) 正確ではない。

……………

合計 千九百三十八人」

〔別紙三〕「広島始外十六県ノ兼テ御預相成居候長崎県下異宗徒、今般帰籍被

仰付候条、同県へ引渡可申事

明治六年三月十四日 太政官

以下、具体的にたどると次のごとくである。

(1)〔第一段階〕—明治五年二月七日以降、明治六年三月十四日までの帰還

○明治五年「同八月□日〔注〕、異宗徒悔悟改心スル者肥前国彼杵郡浦中野村新左衛門等十人ヲ長崎県ニ還ス。—異宗徒還徒以来藩一向宗西勝寺西源寺本誓寺以上三寺ノ僧ニ命シ懇ニ之ヲ教諭シ良民ニ復セシム。明治三年十一月悉ク悔悟改心ス。本条以下、長崎県ニ還スモノハ都テ異宗悔悟ノ者ニ係ル。毎条之ヲ詳ニセス。—」

〔『石川県史料』第一巻、三二五頁〕

〔注〕『公文録』によれば、「壬申八月九日発達」

石川県より史官あて届出(壬申九月)にもとづき、史官より外務省あて回達

(壬申十月八日) —〔『公文録』〕

肥前浦中野村

繁十、甚三郎、新左衛門、佐重、市五郎、貞次郎、次平、サヨ、サキ、

チヨ。 — (三侯著、八一〜八二頁)

○明治五年「同九月十二日、彼杵郡浄福村福次郎等二十一人ヲ長崎県ニ還ス」

〔注〕石川県より史官あて届出(壬申九月)にもとづき、史官より外務省あて

回達(壬申十月八日)これには、次の二十三人の名前あり。 —〔『公文録』〕

○浄福村ノ福次郎、喜代次、喜与蔵、市三郎。○中尾村ノ道之助、忠太郎、

ミセ、モト、ミヨ、マス、ヤス。○上原村ノ留五郎、由太郎、トキ、ヤエ、

コマ、エツ。○大坪村ノ峯八。○岡村ノ平蔵、キノ、トメ。○橋口村ノ寅

之助。○塔尾村ノ嘉蔵。 — (三侯著、八二〜八四頁)

○「明治六年二月二十日、同郡中尾村金作ヲ長崎県ニ還ス」〔『石川県史料』第一巻、三一六頁〕

〔注〕金作は、改心して、いったん編籍したが、のち復籍。(片岡・異宗門徒人

員帳の研究、二〇頁参照)

(2)〔第二段階〕—明治六年三月十四日以降の帰還

(a) 金沢(明治六年三月十五日)・『公文録』

「元金沢県御預異宗徒五百二十六人〔注〕并出産ノ者五十五人」

〔注〕「御引渡ノ砌途中ニテ脱走一人」〔善次郎〕と、後の来訪者で「於当県脱

○出生・死亡による増減（明治6年3月15日現在。—『公文録』）

A. 出生 55人  
B. 死亡 102人 [このうち、51人は、明治3年12月25日以前に金沢で死亡。]  
[大聖寺での死亡5人は含まない。金沢移管後の死亡は含む?]

(当初)(減)  
差引 -47人 515-47=468人  
移管(増) +45(明治5年6月、大聖寺より移される)  
513  
帰還済み(減) -33(明治5年8月9日~翌6年2月20日帰還)  
480(佐之助は含まない)

○明治6年3月15日現在（『公文録』—旧大聖寺藩から移された人数を含む—）

村名	家数	人数	[うち乳幼児(明治3年申当歳~申三歳)]
上原村	12	42	[1]
大坪村	8	34	[3]
浦中野村	25	102	[13]
浄福村	14	50※	[4]
高野村	6	33	[4]
打越村	18	96	[5]
中尾村	9	34	[4]
中之辻村	7	16	[1]
中華下村	2	6	[0]
横丁村	3	14	[2]
岡村	3	10	[1]
林之内	3	14	[1]
橋口村	7	30	[2]
13村	117	481※	[41]

(注) 出生55人とあるが、この差—死?  
(うち男241) ※佐之助を含む  
(うち女240)

◇当初の人数に含まれていない佐之助を除くと、残り人数は480人

走一人」(佐之助)を含む。つまり、実数の五百二十四人十二人〓五百二十六人。当初、金沢藩が預かった実人数は、五百二十四人。このうち、九人は富山へ移される。残り五百十五人。このなかに佐之助は含まれない。  
(b) 大聖寺(明治六年三月十五日・『公文録』)  
当初八十三人。のち富山へ三十三人移る。残り五十人。死亡五人。残り四十五人。  
〔元大聖寺県御預異宗徒四十四人并出産ノ者一人(注)〕  
(注) 三侯著にいう通り、大聖寺での出産はない。しかし、金沢に移されたときの合計人数は、四十五人のままで正しいのではなからうか。

(c)

○明治六年三月十五日現在の人数(大聖寺より移された四十五人を含む)

◇総計四百八十一人(内、男二百四拾一人。女二百四拾人)。外一人脱走。

(注) 脱走者一人は佐之助のことを指すが、「外」数ではなく、総計に含む。

○三月十五日以降、四月十五日までの出生・死亡

	浦中野村	同村	浄福村
出生	きく出産 三月二十三日出生 女きみ (父・熊五郎?)	[きく出産] 同月二十四日出生 女とん (父・国吉)	忠太郎伴 三月二十二日死亡 忠吉 (父・忠太郎)

(明治六年四月十五日—『公文録』(一)内は森山注記)

○「同(明治六年)四月七日ヨリ十六日ニ至ルマテ異宗徒悔悟改心ノ者四百六十三人ヲ長崎県ニ還ス」(『石川県史料』第一巻、三一五~六頁)

(注) 四月二十一日、二人が神戸に到着。以降、続々と神戸に集結。

(三侯著、三〇頁)

○「同五月二十四日、彼杵郡上原村辰蔵等二人ヲ長崎県ニ還ス」

(『石川県史料』第一巻)

(注) 辰蔵と今一人は弟の富次郎か。辰蔵の妻子は富山組なので別々だったらしい。

○「同六月廿三日、同郡打越村宅十等十五人ヲ長崎県ニ還ス」(『石川県史料』)

(注) 宅十、妻ソヨ、長男文太郎、次男辰三郎。ソヨ出産(作松)——九月十二日。

甚吉、妻テイ、甚吉の母フイ、テイ出産(ムツ)——五月五日。

市蔵、妻サク、長男松五郎、市蔵の兄夫婦(虎三郎、キヨ)。

サク出産(ミサ)——五月八日。計十五人。(三侯俊二著、一四三頁)

(注の注) 『太政類典』は「九月十二日」とし、三侯著は「六月十二日」の誤記ではなからうかとする(二五二頁)が、六月では、出立の日までの日数が短か過ぎるように思われる。「九」は「五」の誤読(「五月十二日」)であろう。(『公文録』は、「五月十二日」)

○明治六年九月二十九日、長崎県から大蔵省に届け出た帰籍人員

「浦上村山里へ帰籍異宗徒無家調書」―加賀・越中のみ抄録―

五月二十八日 新川県ヨリ 正四十三人(内 家有二十八人。無家十五人)

六月七日 石川県ヨリ 正四百五十九人(内 同二百五十一人。同二百八人)

六月十日 同 県ヨリ 正二人(但 家有)

八月五日 石川県ヨリ 正十五人(内 家有九人。無家六人)

〔太政類典〕明治六年十月三十日 ―三侯著、三五頁―

○「明治七年四月十五日、同郡浄福村市五郎ヲ長崎県ニ還ス。市五郎責付中更ニ犯罪アリ懲役一年ニ処ス。爰ニ至テ満期其本籍ニ還ス。」

(注) 市五郎の「犯罪」不詳。〔石川県史料〕第一巻、三二六頁

○「同六月二十四日、同郡浦中野村熊五郎妻キク及ヒ其孩児ヲ長崎県ニ還ス。キク亦責付中更ニ犯罪アリ、懲役一年ニ処シ、爰ニ至テ満期其本籍ニ還ス。」(同)

(注) キクの「犯罪」不詳。熊五郎は、長州藩に流配のはず。出産の事情不明。

(補記) 帰還方法の改善

○事項一六「諸県御預耶蘇教徒ノ赦免並ニ耶蘇信仰ニ対スル処置ニ関スル件」

〔大日本外交文書〕第六巻、五八七頁

△二四七「石川県ヨリ帰籍中ノ耶蘇教徒取扱振ニ関シ英国公使ヨリ申入アリタルニ付右処置方、兵庫県へ指令シ置キタル旨、並ニ大蔵大輔申立ノ右教徒海路送還ノ儀、表向大蔵省へ達アリ度旨申上ノ件」(四月廿七日)

付属書一(神戸在勤英国領事ヨリ英国公使宛電報写)

「石川県ヨリ帰籍中ノ耶蘇教徒過酷ノ取扱ヲ受ケ居レル旨報告ノ件」

「甲ノ四百余人の耶蘇宗民、加賀より一日に四拾六人壹組つ、陸路を南方に送られ、六日初組当所に到着致し候。老人小児病者足痛者なども駕籠なき時には強て歩行せしめ、如此過酷の取扱にては其旅行を終さる前、許多の死を招くへき事必然と相見候。陸路旅行は余り憫然に付、船路より送られ候様にと県令代被申立候得共、大政府に願立る事をも拒まれ、此義慈仁の故を以願立られ候様には相成間敷哉」

付属書二

「乙ノ加賀より帰る人の中、老人病者等は御下知ある迄滞留許さるへしノ外務省」

△二四八「石川県ヨリ帰籍中ノ耶蘇教徒中老幼病者等海路送還ノ儀、兵庫県へ達方、大蔵省へ通達シ置キタル旨申入ノ件」(四月廿九日)

「石川県ヨリ耶蘇宗民帰籍ノ者、老幼病者等、神戸表ヨリ長崎表迄日本船ニテ送り返シ候様申立ノ通り大蔵省ヨリ兵庫県へ可相達旨同省へ相達候条此旨申入候也

明治六年四月二十九日 正院

外務省

△二四九「石川県ヨリ帰籍中ノ耶蘇教徒処置方、兵庫県へ指令ニ及ヒタル旨通知ノ件」(四月廿九日)

付属書「電信ヲ以兵庫県へ達案」

「石川県ヨリ長崎県ニ帰ル異宗人其県ニ於テ日本船ヲ雇ヒ相当ノ処置ヲ以テ送届クヘシ」

△二五〇「石川県耶蘇教徒ノ送還方ニ関スル兵庫県ヨリノ申越通達ノ件」(五月三十一日)

(未完)

